



平成 21 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン リ ツ

代 表 者 の 代 表 取 締 役 会 長 三 浦 正 英
役 職 氏 名 社 長 執 行 役 員

(コード番号：9366 東証一部)

問 合 せ 先 代 表 取 締 役 三 浦 康 英
専 務 執 行 役 員

電 話 番 号 0 3 - 3 4 7 1 - 0 0 1 1 (代表)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」に関する決議のお知らせ

当社は、過年度の役員体制の変更及び組織変更に鑑み、従来の「内部統制システムの基本方針」を平成 21 年 4 月 27 日開催の取締役会におきまして、「内部統制システムの構築に関する基本方針」として新たに制定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
経営理念に基づき、コンプライアンスの徹底及び企業倫理の維持を図ってまいります。
取締役は、取締役会規則その他関連規程に基づき、適法かつ適正に取締役会における報告及び決議を行い、監査役は、会計監査人とも連携をとりながら、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監査します。また、社外監査役は、その立場から、取締役の職務の執行状況を監督します。また、「コンプライアンス（法令遵守）規程」に基づき、取締役及び使用人が通報を行うことができる体制を確保しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「文書取扱規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務の遂行に係る重要情報を保存・管理しております。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」に基づくリスク管理委員会を設置し、グループにおいて発生し得るリスク防止に係る管理体制を確立しており、危機管理及び緊急事態対応をいたします。
 - (2) 「リスク管理規程」、「コンプライアンス（法令遵守）規程」、「内部監査規程」の 3 規程に基づき、その徹底をグループ全体で図るとともに、内部監査部門が内部監査を行い、担当取締役に報告する体制をとっております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定例の取締役会を毎月 2 回開催し、重要事項の決定並びに取締役及び使用人の業務執行状況の監督等を行います。
 - (2) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門において目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人が法令及び定款、並びに当社の経営方針を遵守した行動を取るため、「役員規程」、「執行役員規程」を制定しております。また、「コンプライアンス（法令遵守）規程」をグループ全体で制定しており、その徹底をいたします。
6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ各社の代表取締役は、当該グループ会社のコンプライアンスを管理いたします。
 - (2) 「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の業務の適正化を図ると共に、当社内部監査部門はグループ全体の内部監査を行います。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
当社使用人から、監査役の職務を補佐する者を任命します。
8. 前記7. の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 補佐する者の任命及び解任については各監査役の同意を要します。
 - (2) 補佐する者は、当グループの業務執行に係る役職を兼務しません。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は定期的に監査役に以下を報告します。
 - ① グループの内部統制に関わる部門の活動
 - ② グループ内の重要な会計方針・会計基準及びその変更
 - ③ 業務及び業績見込みの発表の内容・重要開示書類の内容
 - ④ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した時は、その内容
 - (2) また、監査役は取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。
11. 反社会的勢力排除に向けた体制整備
 - (1) 「反社会的勢力排除対応規程」をグループ全体にて制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと（排除）を周知徹底し、仮に反社会的勢力との接触があった場合における対処を周知、徹底しております。
 - (2) また、所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にし、「反社会的勢力排除連絡会」を設置し、グループ内の情報展開を行います。

以上